

宝塚市告示第 52 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を宝塚市都市安全部建設室道路政策課において縦覧に供する。

令和6年(2024年) 3月 29日

宝塚市長 山崎晴恵

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画道路の変更（3.5.858号 中筋山本線ほか1路線）
3.5.858 中筋山本線
3.6.91 宝塚長尾線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
<3.5.858 中筋山本線>
宝塚市中筋6丁目
<3.6.91 宝塚長尾線>
宝塚市中筋7丁目